令和6年九都県市緑化政策専門部会 国への要望活動実施結果

- **1** 要望活動実施日 8月20日(火)10:00~11:30
- 2 要望先 国土交通省 都市局

※ 財務省、農林水産省、環境省には郵送対応

3 参加者 国

【公園緑地·景観課 緑地環境室】

望月 一彦(室長)、峰嵜 悠(企画専門官)、鈴木 一史(研修員)

【都市計画課·都市環境課】

守谷 修 (課長補佐)

九都県市

【千葉県】

澤 宏幸 (県土整備部都市整備局長)、藪谷 直幸 (公園緑地課長)、青柳 修司 (副課長)、川瀬 一成 (班長)、杉原 亜矢 (主査)

【横浜市】

佐藤 智也(担当課長(みどり政策調整担当))、今村 隆(担 当係長)、堀 友香(担当)

4 要望に対する国土交通省の主なコメント

要望いただいた 11 項目について、一つ一つできるところは取り組んでいく。要望いただいている税や補助率等については、長年の課題になっていると認識しているところである。

要望 9~11 は、昨年ご要望いただいた内容も踏まえ今年 5 月に改正された都市緑地法に関するものである。その中で緑地の買入れを代行する国指定法人制度が創設される。あわせて特別緑地保全地区等の緑地の質を維持向上させる機能維持増進事業を法律上に位置付け、予算も措置をして支援できるようになったところが画期的なことである。

また、今回の法改正により、国による基本方針、都道府県による広域計画の策定、民間 事業者等による緑地確保の取組を評価・認定する制度の創設も行われている。

まずは新しくできたこれらの仕組みを活用していただき、その状況も踏まえ、今後さら にどのような支援ができるか検討していくことになる。そのため、11月から新しく施行さ れる制度の積極的な活用について、九都県市にご協力いただきたい。

1 保全緑地に係る相続税の負担軽減

新しい税制の創設は難しいところがあり、長年の課題となっていると認識している。

3 公園緑地等の用地取得・整備及び維持管理・機能維持増進への財政支援策の拡充

暑熱対策については、制度拡充を概算要求に向けて検討している。ご要望を踏まえて 取り組んでいきたい。

6 生産緑地地区に対する支援の拡充

従来からの制度である社会資本整備総合交付金の市民農園等整備事業や、都市公園事業も活用していただきたい。

8 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の延長

ご要望を踏まえ、市民緑地認定制度の課税標準の特例措置の延長に取り組んでいきたい。また、積極的な制度活用にも引き続きご協力いただきたい。

9 緑地の買入れを代行する国指定法人制度創設に伴う予算措置

法施行後に速やかに法人指定の手続きを進められるよう努める。また、地方自治体に新しいスキームをわかりやすく伝えられるよう取り組んでいきたい。九都県市にも事業の活用を進めていただくとともに、国としても令和7年度に向けて必要な予算確保に努めていきたい。

10 民間資金を活用した都市緑地の確保の促進

これまでの有識者会議の議論を踏まえ、大体の評価の基準ができてきている。現在、 民間企業等に協力いただきトライアル審査を行い、評価基準等の検証しているところで ある。その結果を踏まえて、評価の仕組みを組み立てていきたい。また、国内外で認知 度を高めていき、市場等とも連動して活用していただけるような制度としたい。

11 広域計画等に係る支援の拡充

国の基本方針を打ち出し、緑地を確保するための意義、目標を示していきたい。その基本方針を踏まえ、地方公共団体の広域計画等の策定が進められるよう、取組を支援していきたい。